

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時  
令和3年9月3日（金曜日）  
午後2時5分開会、午後4時19分散会
- 2 場所  
第1委員会室
- 3 出席委員  
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、  
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
鈴木担当書記、東根担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、金野併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 総務部  
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、加藤人事課総括課長、  
山田財政課総括課長
  - (2) 復興防災部  
戸館復興防災部長、菊池副部長兼復興危機管理室長、吉田総括危機管理監、  
高橋企画課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
議案の審査
  - (1) 議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて
  - (2) 議案第2号 令和3年度岩手県一般会計補正予算（第6号）
    - 第1条第1項
    - 第1条第2項第1表中
    - 歳入 第9款
- 9 議事の内容  
○岩渕誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により

議案の審査を行います。

審査に先立ち、委員の皆様にご報告いたします。9月1日の委員会における岩崎友一委員からの資料の要求につきまして、執行部から提出がありました。本日の議案の審査に係る資料になりますことから、あらかじめお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

なお、資料の詳細につきましては、当局から提案理由の説明を求めた後、続けて説明を求めることといたしますので、あわせて御了承願います。

議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案の1ページをお開き願います。この専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として特に緊急を要する予算措置が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、8月26日に専決処分を行い、歳入予算及び歳出予算の補正を行ったものであります。

2ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億円を追加し、補正後現計を歳入歳出それぞれ8,278億4,705万2,000円としたものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、3ページから4ページの第1表のとおりであります。これにつきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。9款国庫支出金のうち2項国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給事業に伴い財源を補正するものであり、9億円の増額でございます。今回の補正で増額する歳入総額は9億円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。

4ページの歳出でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給に係る経費について補正するものであり、9億円の増額でございます。以上で説明を終わります。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○吉田総括危機管理監 現在の感染状況について、飲食店などの関連で御説明申し上げます。

お手元に配付している資料、県内の感染状況についてをごらんください。1ページをごらん願います。8月24日現在で取りまとめた新規感染患者数累計ですが、県全体で2,740人、そのうち盛岡医療圏の患者数が1,436人となっており、県全体の半数を超える52.4%

なっております。下段に盛岡市の患者数を記載しておりますが、1,011人となっており、盛岡医療圏域内の70.4%となっております。

右に移りまして、クラスター区分別発生状況でございます。ことし4月以降に発生したクラスターの状況でございますが、8月24日までに49件発生しており、内訳は飲食店17件、職場10件、学校5件、スポーツ活動5件という順となっております。

2ページをごらん願います。これまでに確認されたクラスターを発生月別に記載したもので、発生した二次保健医療圏、患者数を記載しております。

3ページをごらんください。この表は、発生したクラスターを医療圏別に整理したものでございます。最下段の合計欄をごらん願います。医療圏別のクラスター発生数は、盛岡医療圏27件、中部医療圏8件、胆江医療圏6件、両磐医療圏5件となっており、盛岡医療圏での発生件数が県全体の半数を超えております。また、盛岡医療圏で飲食店クラスターが14件発生しており、県全体の飲食店クラスターの多数を占めております。また、クラスター全体の中で見ましても、盛岡医療圏における飲食店クラスターが、件数、患者数ともに最多となっております。

4ページをごらんください。8月1日から8月22日までに確認された696名分の感染患者の行動歴から感染機会をまとめたものでございます。一番多いのは、家族・共同生活31%です。このうち6%が飲食関係で陽性になった方の家族になります。二番目に多いのは、飲食関係19%、続いて職場・事業所11%で、そのうち2%が飲食関係で陽性になった方の同僚等になります。以下、店舗、運動施設等となります。飲食関係19%となり、飲食に起因する家族・共同生活、職場・事業所をあわせると、黄色部分の27%となっております。

5ページをごらん願います。感染拡大した事例の一例を紹介いたします。これは、飲食店クラスターの事例ですが、従業員1名、利用者13名の感染が確認されました。利用者のみならず利用者の家族、友人、職場の同僚に感染が拡大し、さらに職場の同僚の家族にも感染が確認されたところです。説明は以上になります。

なお、本日15時に記者発表する新規患者数ですが、48名となっており、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数は23.6人となります。

○**岩淵誠委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐々木宣和委員** 令和3年度岩手県一般会計補正予算（第5号）の専決処分について伺います。人口10万人当たりの新規感染者数が初めて15人を超えたのが8月12日でした。お盆の時期を挟んで、専決処分を行ったのが8月26日です。臨時会の開催も可能だったのではないかと感じます。緊急性に鑑みて地方自治法第179条第1項の規定に基づいて専決処分としたという説明でしたが、専決処分とした理由を改めて伺いたいと思います。

○**白水総務部長** 本会議でも答弁させていただきましたけれども、8月23日に、まん延防止等重点措置の国への要請をしたところでございます。8月24日に、岩手県議会災害対策連絡本部会議でさまざま御議論いただきましたけれども、その日の21時ころに、本県へのまん延防止等重点措置の適用を見送るという国からの正式な連絡をいただいたところで

あります。

8月25日に県の対応を協議して意思決定したところでありまして、その日の夕方、私から各会派の代表者会議のメンバーに事前に御連絡をさせていただきました。そして8月26日の新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議で審議決定をしたところでございます。

臨時会の開催も検討いたしましたが、開催に係る諸手続に10日間ほどの時間を要することとなります。申し上げましたとおり、2日間あるかないかという状況の中で意思決定する必要がございましたので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急措置ということで御理解いただければと思っております。

他県の状況を調べてみたところ、青森県、宮城県、福島県でも専決処分を行い、早急に対応したということがございます。今回の専決処分について、御理解いただければと思っております。

**○佐々木宣和委員** 時間的な制約があったという事情は、理解できなくはありません。

お盆期間前の8月12日には飲食店への時短営業の要請は実施せず、知事の記者会見では、時短営業による感染拡大防止の効果がはかりづらいという見解が示されました。お盆期間を挟んで、まん延防止等重点措置の適用を国に要請し、その適用が見送られた後に盛岡市の飲食店に時短営業の要請を実施しており、動きがちぐはぐだと感じています。お盆の時期に時短営業の要請を実施するという発想はなかったのか伺いたいと思います。

**○吉田総括危機管理監** 8月12日に人口10万人当たりの新規感染者数が初めて15人を超え、岩手緊急事態宣言を実施したところがございます。この時点では、対象を飲食店に絞った対策ではなく、県民や本県に来県される方に共通する行動制限として、不要不急の外出自粛等をお願いしたところがございます。

その後、感染がさらに拡大したことから、8月23日に飲食店への時短営業の要請等を柱とするまん延防止等重点措置の適用を国に要請しました。8月26日にまん延防止等重点措置の適用が見送られたことから、県独自に飲食店に対する営業時間の短縮を要請したところがございます。

**○佐々木宣和委員** 盛岡市の飲食店を対象とした時短営業の要請に関して伺います。岩手緊急事態宣言では、会食はしないでくださいという表現になっており、これは全県的に発令されているものです。これまでの新型コロナウイルス感染症の対策は、県、市町村、関係団体が役割分担しながら、何とか取り組みを進めてきたところですが、盛岡市の飲食店に時短営業の要請をすることにより、全県的にどのような影響が生じると考えているのか伺いたいと思います。

**○吉田総括危機管理監** 時短営業の要請をしたことによって、飲食店の利用者がさらに減ることは想定されたところがございます。

不要不急の外出の自粛をお願いした時点で、飲食店を初めとした事業者の売り上げが減少するというところもありましたので、地域企業経営支援金の上限額を10万円増額し、全県の事業者に対する支援を強化したところがございます。

○**佐々木宣和委員** 地域企業経営支援金の上限額の増額で支援が十分なのかと感ずる部分があります。新型コロナウイルス感染症の感染が広まりつつある中で私が感じていることは、いわゆる田舎の飲食店ほうが、しっかりとした対応を行っているということです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐという点ではいいのですが、経済活動を平時に戻していくという点ではマイナスの要因となります。

市町村は、その規模に応じてさまざまなメニューをつくりながら、県とともに新型コロナウイルス感染症対策に一生懸命取り組んできました。今回、盛岡市の飲食店を対象とした時短営業の要請を行うことについて、丁寧な説明があつてしかるべきだと思います。

人流を抑制しようということですので、全県的な話であると思います。コロナ禍の中で何とか生き延び、将来的に発展させていくという大きな目標を持って取り組んでいるところですので、コミュニケーションをしっかりと取ることが必須だと思います。盛岡市以外の市町村、商工関係団体とさまざまな調整をしなければならなかったのではないかとこの点に関して、改めて答弁をいただきたいと思います。

○**戸館復興防災部長** 先ほど、本会議での飯澤匡議員への答弁と重なる部分がございますけれども、まん延防止等重点措置は営業の規制を伴うものでありますので、広く協議をする形は取っていなかったところでございます。

市町村との情報共有、連絡体制に関してでございますが、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部には市町村連絡班を設置しています。また、地方支部には市町村にも参加をいただいて、地域の状況等について情報共有や意見交換を行っているところでございます。

今回の時短営業の要請に関しては、地方支部の中で協議をしたという経緯はございませんけれども、情報共有のための体制を整えて取り組みを進めているところでありますので、日々の状況等について、しっかりと情報収集しながら取り組んでいきたいと考えております。

○**佐々木宣和委員** 今回の時短営業の要請は非常に重要なことであり、実施に当たってしっかりと情報共有しておくべきだったと思います。

岩手緊急事態宣言が発令されたことによって県の施設は営業を休止していると思いますが、市町村の施設の運営に関して、県はどういった形でオペレーションしているのか、どのように情報共有しているのか伺います。

○**吉田総括危機管理監** 人口10万人当たりの新規感染者数が15人を超えた時点で県として強い措置を実施するというのを、岩手緊急事態宣言の発令前に各市町村と情報共有していたところでございます。

また、岩手緊急事態宣言を発令する場合、県の施設は休止することを基本として考えていることを市町村とあらかじめ情報共有した上で、調整を図ってきたところでございます。

○**佐々木宣和委員** 県の施設は営業を休止するというは市町村に伝えていたが、市町村の対応についての助言はしていなかったということでしょうか。

○**吉田総括危機管理監** 岩手緊急事態宣言は人と人との接触をできるだけ減少させよう

という考えに基づいておりますので、県の施設を原則休止とすることを市町村にお知らせしております。市町村においても、地域の感染状況等を踏まえて検討していただくようお願いしていたところでございます。

○佐々木宣和委員 わかりました。

いわて飲食店安心認証制度について伺います。G o T o E a t 事業が休止されたことで、非常に残念な思いをされている方も多い中、いわて飲食店安心認証制度は飲食店を経営されている方にとっては希望の光のようなところがあると思います。感染対策をしっかり行って認証を受けた方に対して、10万円の支援金のほかにも何かメリットがないと経営は難しいと思っております。感染拡大が収束すればG o T o E a t 事業を再開したいという答弁はありましたが、それ以外に、何か考えている対応はありませんか。

○吉田総括危機管理監 認証を受けた事業者に対するインセンティブでございますが、10万円の支援金、G o T o E a t のチケットが使えることのほか、いわて飲食店安心認証制度の認証を受けたことを県のホームページで紹介するして、利用の促進に向けた取り組みを行っているところでございます。

○佐々木宣和委員 何より、感染症対策に協力して認証を受けた事業者が報われる制度にしていきたいと思えます。

コロナ禍が長期化していることによって、考え方や意識の共有が難しくなっていると感じます。例えば、東京都と岩手県で飲食店を経営している方は、岩手県では、危機感をあおるような報道がなされることが多いと話をされておりました。飲食店による感染対策はコロナ禍を収束させて商売を盛り上げていくためにやっていることですので、コロナ禍の見通しは困難ですけれども、ゴールの意識を共有しながら取り組みを進めていきたいと思えます。

○飯澤匡委員 県がまん延防止等重点措置の要請を行いました。結果的に適用は見送りとなりました。まん延防止等重点措置の要請を行ったことを知事がツイッターで公表したことは、情報発信のあり方として大変問題だと思うのです。県民は塗炭の苦しみを味わっていますから、知事がまん延防止等重点措置の要請したと公表すれば、国との協議が進んで間違いなく適用されるだろうという思いを持って当然だと思いますし、私も一県民としてそう思いました。しかし、一定の基準に至っていないということで、適用は見送りとなりました。まん延防止等重点措置の要請に先立って国との協議があつてしかるべきで、適用が見送りになったのは大変なことなのではないでしょうか。県民を惑わすことになったと思うのです。国とはどのようなやり取りがあつたのですか。

○戸舘復興防災部長 国との調整の状況でありますけれども、まん延防止等重点措置の要請の前から、本県への適用に当たっての考え方について、やり取りをしてきました。8月21日に国から連絡がありまして、全国の動きとして、緊急事態宣言の対象区域、まん延防止等重点措置の対策区域の追加というものがあるということで、それを踏まえて検討してまいりました。その時点では、1日当たり60人を超える新規感染者が確認されておりました。

たので、本県へのまん延防止等重点措置の適用が認められる可能性は十分にあるという認識で調整しておりました。

その後、1日当たりの新規感染者数が一時的に減少傾向となって、8月23日に公表した新規感染者数は3人となりました。その後、本県の一時期の事情はよくわかるけれども、他の都道府県とのバランスという観点から、新規感染者数が減少傾向にある状況ではまん延防止等重点措置の適用を認めたいという趣旨の国からの連絡が8月24日の夜にございました。8月25日に国の対策本部での決定などの手続があり、適用が見送られたという経過でございます。

○飯澤匡委員 まん延防止等重点措置が適用されるか否かは、非常に重要なことだと思うのです。私もそうですけれども、ただ格好つけてまん延防止等重点措置の要請をしたのではないかと捉える人がいるわけです。適用となることを目指して、ある程度の覚悟を持って要請すると思うのですけれども、結果的に適用が見送られたということは、国とのつながりが細かったと言わざるを得ないと思うのです。その結果、対応策として盛岡市内の飲食店に対する時短営業の要請、今回の専決処分という案が突如浮上したのではなかろうかと思っているわけです。

この一連の流れについては、ちぐはぐな感じが否めません。県民が非常に苦しんでいる中で、本県にまん延防止等重点措置が適用されたら、それなりの支援金や協力金がもらえるのではないかと期待が膨らんだところに、適用は見送りとなりましたとなり、そして、時短営業の要請の対象地域は盛岡市に限定されましたということでは、納得がいかないと思うのです。

ですから、政策の一貫性として、県境地域を含めたオールパッケージの対策をすべきだったと思います。時短営業の要請を盛岡市に限定するのであれば、しっかり知事の口からアナウンスすべきだと思うのです。緊急事態だというだけではだめなのです。まん延防止等重点措置の要請は非常に細かいルートでやっていたと言わざるを得ないし、結果としてどたばたして、こうした結果になったのではないかと思います。

まん延防止等重点措置の適用が見送りになってから、盛岡市に限定した時短営業の要請という話が一瀉千里に出てきて、非常に驚いているわけです。議論の過程を整理して、もう一度答弁してください。

○戸館復興防災部長 まん延防止等重点措置の適用が見送られたわけですがけれども、県内での感染の急拡大を受けて、盛岡市の飲食店に時短営業の要請をしたものであります。新規感染者数は一時的に減少傾向にありましたけれども、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人を超えており、急速に感染拡大する可能性のある数字でありましたので、まん延防止等重点措置の大きな柱として想定していた盛岡市の飲食店への時短営業の要請を決定したものであります。

7月9日に岩手警戒宣言を発令し、8月3日に改定しておりますけれども、その際に知事から県民へのメッセージとして、さらなる感染拡大、医療逼迫のおそれが生じた場合に

は県独自の緊急事態宣言の発令や、まん延防止等重点措置の適用による強い感染拡大防止対策を検討しますというメッセージを発しております。その流れの中で、一連の措置や取り組みを進めてきたところでございます。

○**飯澤匡委員** 今の答弁の中で、まん延防止等重点措置の適用の見送りが決定される前に盛岡市のことは考えていたと言いましたね。なぜ、そのことを議会に説明しなかったのでしょうか。8月24日の岩手県議会災害対策連絡本部会議で説明しましたか。

○**戸舘復興防災部長** 8月24日に岩手県議会災害対策連絡本部会議を開催している時点では、まん延防止等重点措置の本県への取り扱いが決定しておらず、国からの連絡をいただいておりますので、その点について説明ができなかったものでございます。

○**飯澤匡委員** もう一度お聞きします。国にまん延防止等重点措置の要請をする前にも盛岡市の飲食店に対する時短営業の要請について検討していたと言いましたよね。それは間違いないですか。

○**戸舘復興防災部長** 飲食店に対する時短営業の要請は、まん延防止等重点措置の具体的な対策の大きな柱と位置付けられておりますので、それについては検討しておりましたし、国に要請をする段階においては、盛岡市を対象とすることも想定しながら調整を進めてきたところでございます。

○**飯澤匡委員** ごまかさないでください。対象を盛岡市の飲食店に限定にしたということについては、何回も聞きます。まん延防止等重点措置の要請以前から既にターゲットを絞っていたと言いましたよね。それで間違いないですか。

○**戸舘復興防災部長** 重点対策区域は、感染状況等を見ながら限定的に指定するものがあります。県内の感染状況を見た場合に、盛岡市が候補となるということでございます。

○**飯澤匡委員** 県の検討の過程に不安定さが見え隠れしています。対象を盛岡市の飲食店に絞ることはいいのですが、私が問題としているのは、他の地域への支援を示すべきだったということなんです。

盛岡市以外の地域の住民は、かなりの不信感を持っています。前回の総務委員会でも言いましたが、岩手県ではなくて盛岡県なのかという声も出ています。知事のツイッターに関して、かなり辛辣なコメントが寄せられていますが、知事は完全に無視しています。

県は、新しいメニューをどんどん出してきて、一生懸命やっていますといますが、パッチワークではだめなのです。県は、何らかの戦略的なものを示していかなければならないと思うのですが、その点はどのように考えているか、示してください。

○**戸舘復興防災部長** まん延防止等重点措置、時短営業の要請とも、事業者には大きな制約をお願いするということになりますので、限定的に実施される必要があると考えております。協力金という話題が伴いますので、さまざまな受けとめ方があろうと思っておりますけれども、これは営業を制約することに対する協力をお願いするためのものであります。岩手緊急事態宣言の中でも不要不急の外出自粛の要請をしておりますから、経営が苦しくなる事業者がおられると思っておりますので、地域経営企業協力金の上限額を引き上げることとして



おります。事業者に対する支援について、これで終わりということではなく、状況を見ながら検討していくものと考えております。

○**飯澤匡委員** 極めて一般的な話なのですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残金55億円の使途の方向性について、総務部長から示してください。

○**白水総務部長** 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残金関係でございます。8月24日の岩手県議会災害対策連絡本部会議で残金が64億円と答弁させていただきました。今般専決処分とした9億円の財源としてこれを充てた場合、飯澤匡委員の御指摘のとおり、64億円から9億円を引いて55億円ということでございます。国との協議が調いますと、この9億円のうちの8割は協力要請推進枠として、国から別途交付されるものでございます。

それから、この後審議をしていただきます令和3年度岩手県一般会計（第6号）補正予算の財源として32億円ほど充てておりますので、55億円からさらに32億円を引きますと、23億円ということになります。県議会9月定例会に向けて、予算の事務的調整作業しておりますけれども、厳しい状況になってきております。今後はより有効に活用していきたいと思っておりますけれども、いかんせん残額がかなり少なくなってきております。国において、これから経済対策を考えていくということがございますので、全国知事会を通じて、地方の県の声が届くよう、働きかけをしたいと思っております。いずれにいたしましても、限られた財源を有効に使えるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○**飯澤匡委員** 何一つ霧が晴れたような感じがしません。特に復興防災部長の一連の答弁については腑に落ちないということを強調させていただきたい。

まん延防止等重点措置の適用を国に要請して見送りとなった他県の例はあるのでしょうか。参考までに教えてください。

○**吉田総括危機管理監** 徳島県、福島県等の事例があると承知しております。

○**武田哲委員** 私からは、今回の専決処分についてお伺いしたいと思います。緊急を要するというので専決処分としたということですが、専決処分の日から本日までの間に、どの程度の予算を執行したのか、お聞きします。

○**高橋企画課長** 8月30日から申請の受付を行っております。きのうの時点で116件の申請を受理しており、2,012万5,000円を支出する予定で事務を進めております。きょうも執行に向けた手続等を進めているところでございます。

○**武田哲委員** 2,000万円の執行が決まった程度だということです。それほど緊急を要するとおっしゃるのであれば、もっと予算が執行されるように思うのですが、その点についてお伺いします。

○**吉田総括危機管理監** 申請を受けた後、まずは前払金としまして、1日当たり2万5,000円に要請期間の半分である7日間を乗じた17万5,000円を支給したところでございます。時短営業の要請期間中の実績を確認した後に本申請をいただくことになりまして、こちらの支給額のほうが大きくなると考えております。

○**武田哲委員** 岩手緊急事態宣言が発令された時点で、県内の事業者は悲鳴を上げました。どうしても今回の専決処分が必要だと知事が判断する状況であれば、もっと予算が執行されてしかるべきだと思うのです。また、支援の内容等について、しっかり周知する必要があると思います。本当に専決処分とせざるを得なかった理由に当たるのでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○**白水総務部長** 武田哲委員御指摘のとおり、しっかり周知を行いながら早期申請と早期支給を実施していくべきというのは、そのとおりだと思います。8月30日の申請の受付開始前からコールセンターを設置しておりまして、正確な数字が手元になくて恐縮でございますが、100件以上の問い合わせがあったところでございます。

県の事業実施に当たって、本来は議会での議決をいただくのが筋なのですが、今回は例外として、特に緊急を要する場合ということで専決処分により対応させていただいた後、承認を求める議案を出させていただきました。専決処分により事業を実施したことが事業者の支援につながっているという点についても、御理解いただければと思います。

○**武田哲委員** 専決処分としても、きょうまでに決まった予算執行額が2,000万円程度ということであれば、緊急を要する理由は当たらないような気がします。本来であれば議会ですっかり議論しながら準備していくべきではないかと思っているのですが、いかがですか。

○**白水総務部長** 武田哲委員御指摘のとおり、臨時会を招集させていただいて、議会の審議を経ることが原則でございます。ですから、コロナ禍に関係するさまざまな予算について、臨時会を開いて対応させていただいてきました。

ただ、先ほど申しあげましたように、今回は本当に時間がなかったところでございます。臨時会を開催するためのさまざまな手続には、10日間程度の時間が必要です。8月23日にまん延防止等重点措置の要請を行った後、8月25日に適用が見送ることとされ、そこから県独自の取り組みをするという日程でございました。また、人口10万人当たりの新規感染者数は25人を超え、感染爆発と定義されるステージ4の水準となったものですから、まさに緊急性が要求されたところでございます。

本来であれば、臨時会を開催してしっかりと御意見をいただきたいところでございましたけれども、今回に限っては特に緊急を要する事情があったと御理解いただければと思います。

地方自治法の規定上、専決処分とした場合は議会の承認をいただくこととされており、きょうまさにそのことをお諮りしております。いただいた御意見を踏まえ、同じようなケースが発生した場合には、どういった形で取り進めるのが適切かということも議会とも相談させていただきたいと思っております。

○**武田哲委員** 専決処分のことに関してですけれども、市町村ともうまく連携が取れていなかったという感じがしているのです。市町村は、岩手緊急事態宣言があまりにも唐突に発令されたと評価しています。事業者の方々とお盆の期間にお会いしましたが、岩手緊急

事態宣言が出された時点で、これからどうやって生きていったらいいのだろうと話していました。

その後、国にまん延防止等重点措置の要請を行ったわけですが、本来は県による時短営業の要請等を経て行われるものだと思います。県の準備として手落ちがあったのではないかと思いますけれども、その点はどうなのですか。

**○戸舘復興防災部長** 岩手緊急事態宣言が唐突であったという御指摘でございます。県内でデルタ株の感染者が確認されて、感染拡大が非常に懸念される状況の中、7月9日に岩手警戒宣言を発令しております。8月3日に岩手警戒宣言を改定しまして、お盆期間中の不要不急の県境を越えた往來をできるだけ抑制したいということにも言及させていただきました。7月9日の時点で、さらなる感染拡大や医療の逼迫のおそれがある場合には県独自の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用を検討する必要があることを知事のメッセージとして出させていただいていたところでありました。8月12日に人口10万人当たりの新規感染者数が15人を超えたということで、岩手緊急事態宣言を発出するに至ったという経過でございます。

それから、時短営業の要請に関しての御質問をいただいたと思いますが、メモをとり損ねていましたので、もう一度お願いいたします。

**○武田哲委員** 国の基準として、本来は県による時短営業の要請等を経た後でないと、まん延防止等重点措置は適用されないのではありませんか。まん延防止等重点措置の適用を受けるために県としてやらなければならない事項等はどのように把握したのでしょうか。まん延防止等重点措置の適用を受けた上で事業者支援を行っていくという一連の流れとなるよう、県としては検討すべきだったと思うのです。県は、必要な手続や準備について、国とのやり取りの中で確認しなかったのですか。

**○戸舘復興防災部長** まん延防止等重点措置を本県に適用する前提として、県独自でどういった措置を講じられるかという話題は、国との調整の中でも出ておりました。

まん延防止等重点措置の要請から決定までに一定の期間があるものですから、その期間の中で県独自の措置を検討するという国に伝えてきたという経過でございます。

**○武田哲委員** 岩手緊急事態宣言が発令され、商売をしている方々はひどく落ち込んでおりました。

新規感染者数が収束しない状況なので、県として時短営業の要請をしますとなり、それでも効果が見られないので、まん延防止等重点措置の要請を行うという流れになるべきだと思うのです。どのような手順を想定してまん延防止等重点措置の要請に至ったのでしょうか。感染者数の増加が抑えられないので岩手緊急事態宣言を発令した、増加が抑えられないのでまん延防止等重点措置の要請をしようということになった、まん延防止等重点措置の適用が見送られたから、専決処分を行おうという格好で、これがだめだったらこれ、それでもだめだったらこれという対応にしか見えないのです。何が原因なのか、原因をどう究明するか、どうやって事業者を支えるかということを考えてもらいたかったのですけ

れども、県民の不安をあおったようにしか見えないのです。その点についてどのように考えますか。

○戸館復興防災部長 先ほども御答弁申し上げましたが、まん延防止等重点措置や時短営業の要請は、事業者に大きな制約をお願いするものです。首都圏などの例を見ましても、飲食店に対する時短営業の要請だけでは思ったような効果が上げられずにおりました。また、要請に従わずに営業を続けている店舗や、そこに集まっているお客さんの例もたくさん報道されておりました。大きな制約をお願いする措置については慎重に判断したいという思いもあり、まずは県民の皆さんに不要不急の外出自粛をお願いしようということで、8月12日に岩手緊急事態宣言がスタートしました。その後、新規感染者数が急激に増加しましたので、さらなる対策が必要だということで、まん延防止等重点措置を要請し、適用が見送りになったために時短営業の要請を行ったという経緯でございます。

○武田哲委員 8月12日の時点で、本県の人口10万人当たりの新規感染者数は全国で最低でした。それは県民がしっかり新型コロナウイルス感染症対策を行ってきたからだと思うのです。事業者、県民が一体になって新型コロナウイルス感染症対策を行ってきたと思います。県は、どのような言葉で県民に評価を伝えたのでしょうか。

資料を見ますと、7月と8月の飲食店に起因した患者数は112名です。一方、職場に起因した患者数は129名で、最多となっています。であれば、岩手緊急事態宣言を発令する際に、事業所に対して感染対策の徹底をお願いしなければならなかったのではないかと思うのです。その点もあわせて御答弁をお願いします。

○戸館復興防災部長 8月12日に岩手緊急事態宣言を発出いたしました。岩手緊急事態宣言においては県民の皆様には不要不急の外出自粛のお願いをいたしましたけれども、あわせて事業所や学校における感染対策の強化をお願いするとともに、県のイベントを原則中止することとし、一刻も早く感染拡大を抑えて通常の社会経済活動を維持できるように協力して取り組みましょうという知事メッセージを出したところでございます。

○武田哲委員 最も影響をこうむったのは、宿泊業関係の方々だと思うのです。県全体でのキャンセル件数、キャンセル金額、今後どういった支援策を考えているのかをお示ください。

コロナ禍における要望活動ということで、いわておかみ会の方々が知事に会いたいと何度も申し入れをしています。しかし、毎回断られるのです。我々のことを一切救う気がないのではないかと、いわておかみ会の方々はかなり怒っています。そうした対応もしっかりやっていただきたいと思います。答弁はいいですから、そのことを指摘します。

○飯澤匡委員 聞けばいいじゃないですか、何で会わないのか。

○武田哲委員 では、何で会わないのか教えてください。

○山田財政課総括課長 宿泊業の方々に対する支援策でございます。岩手緊急事態宣言の発出に伴いまして、いわて旅応援プロジェクトは停止させていただいたわけでございますけれども、その際に3日間の猶予を設けまして、キャンセル料につきましては県が負担す

るというスキームにさせていただきました。加えまして、岩手緊急事態宣言による人流等への影響を踏まえ、令和3年度一般会計第6号補正予算の地域企業経営支援金につきましても、その対象者数を7,000から1万1,000程度に拡大させるとともに、岩手緊急事態宣言を含む期間で支援金額を算定する場合には上限額を10万円引き上げるといった措置を講じてきてまいります。

今後、人流等にどのような影響が生じるかというところは、事業者の調査やヒアリングを通じて、詳細に把握してまいります。国に対して地域観光支援事業に関する要望もさせていただいておりますので、今後もしっかりと支援を継続させていただければと考えております。

○**岩渕誠委員長** 武田哲委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

○**武田哲委員** 岩手緊急事態宣言を受けて宿泊業の方々にとれほどの痛みがあったか、キャンセル料だけではないと思いますので、しっかりと精査して、今後の支援策をお考えいただければと思います。

○**工藤大輔委員** 8月24日に本県へのまん延防止等重点措置の適用が見送られました。8月25日に県独自の追加対策について正副議長、各党派代表者への連絡があり、8月26日にそれが岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部で正式に決定されました。本県がまん延防止等重点措置の要請に向けた準備を始めるのは、人口10万人当たりの新規感染者数が30人を超えるか、その水準に到達する勢いがある場合であるという説明があったと思います。その後、結果的に本県へのまん延防止等重点措置の適用は見送りになったわけですが、盛岡市の飲食店への時短営業の要請に関しては、人口10万人当たりの新規感染者数が30人を切っている段階で実施しました。本来であれば、まん延防止等重点措置の適用が見送りとなった状況を受けて、数日間は本県の感染状況の様子を確認しながら時短営業の要請を判断すべきだったのではないかと思います。

県民の中でも、人口10万人当たりの新規感染者数が30人を超えた場合というものが基準ではなかったかという思いを持つ方がいらっしゃるのです。人口10万人当たりの新規感染者数30人を超えたらまん延防止等重点措置を国に要請し、国が適用を見送るのであれば県が独自の対策を講じるということはあるのかもしれませんが。県民の疑問について、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○**戸舘復興防災部長** 岩手緊急事態宣言を発令した8月12日ですが、人口10万人当たりの新規感染者数が初めて15人を超え、16.5人となりました。その後、8月19日には初めて25人を超えて25.2人、8月20日には25.9人となり、過去最多を記録しています。新規感染者数が急速に増加していましたので、近い時期に人口10万人当たりの新規感染者数が30人を超えるおそれが高いということで、まん延防止等重点措置の要請を行う準備に入ったという経過でございます。

人口10万人当たりの新規感染者数が30人を超えたことを確認してからまん延防止等重点

措置の要請を行ってもよかったのではないかという議論があるかもしれませんが、首都圏や他県等のさまざまな事例を見ますと、人口10万人当たりの新規感染者数が20人を上回って数字が大きく伸びていく局面では、あっという間に30人、40人と感染が拡大しております。早め早めに対策を行う必要があるだろうという判断でございます。

○**工藤大輔委員** その時期、私は盛岡市の新規感染者数を注視していました。県全体の人口10万人当たりの新規感染者数は30人を超えていなかったけれども、盛岡市に関しては30人を超えていました。きょうになってやっと資料提供していただきましたけれども、その資料によると、8月1日から8月22日までの間の感染患者のうち、飲食に起因する感染患者が27%となっています。これらの方々から、家族、職場、学校へと感染が広がったという説明を県民、議会に行うべきだったと思います。そして、エビデンスに基づいて盛岡市の飲食店に対する時短営業の要請の必要性を情報発信いただかないと、正直なところ、政策決定の過程に対する疑念を感じてしまいます。今後、県民や議会に対する必要な情報の提供をしっかりとやっていただくよう、特に注意していただきたいと思います。

前回の総務委員会で飲食店に対する時短営業の要請の解除の基準を聞きましたが、解除の基準に変更があったのか、改めてお伺いしたいと思います。また、時短営業の要請が継続とした場合の財源の見通しについてもお伺いしたいと思います。

○**戸館復興防災部長** 今回の飲食店に対する時短営業の要請でありますけれども、これは短期間で感染を徹底的に抑え込みたいという考え方で、岩手緊急事態宣言に重ねて措置を講じているものでありまして、9月12日までという期限を付しております。岩手緊急事態宣言につきましては、人口10万人当たりの新規感染者数が10人を切る水準まで持って行って、リバウンドも防ぎながら解除するという考え方であります。時短営業の要請につきましては9月12日までという期間限定でありますので、この期間の中で新規感染者数をしっかりと抑え込めるように全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○**白水総務部長** 財源の関係でございます。

戸館復興防災部長から答弁ありましたように、時短営業の要請を9月12日に終わらせられるようにしっかり取り組むということが大前提でございます。令和3年度一般会計第6号補正予算は9月12日までの期間に対応した予算でございますので、それ以降については全く財源がございません。時短営業の要請の延長が必要だということになってきますと、予算措置が必要になってきます。では財源をどうするのかということですが、令和3年度岩手県一般会計補正予算（第6号）を考慮しますと、地方創生臨時交付金は23億円ほどしか残っていないという状況でございます。さらに9月定例会でお諮りするものもございますので、財源はかなり逼迫してきていると思います。国とよく調整をして、協力要請推進枠をしっかりと確保することが前提になると思っております。

○**工藤大輔委員** 時短営業の要請は9月12日までの期間限定ということですが、期間の延長というのはあり得るのかどうか、お伺いします。

○**戸館復興防災部長** 時短営業の要請が始まって5日目というところであります。県とし

では、9月12日までの期間に全力を尽くしていくという考えであります。

期間の延長があるかどうかということですが、白水総務部長から答弁がありました予算の関係がございますし、時短営業の要請による効果もしっかりと分析した上で見きわめていかなければならないと考えております。

○**工藤大輔委員** 飲食業に関係する方々にとって、時短営業の要請期間が延長されるかどうかということは本当に重大な問題ですので、本来は示していただきたいと思っております。ただ、財源について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残額の23億の中から追加で9億円を措置するとなると厳しいと感じます。仮に国が財源の8割を負担することになったとしても、厳しい数字だと思うところであります。

盛岡市の飲食店への時短営業の要請を行ったのであれば、盛岡市では感染拡大を収束させるための一層強力な取り組みを講じる必要があるのではないかと思います。盛岡市以外の関係者が、なぜ対象区域を盛岡市に限定するのかと考えるのは当然だと思いますし、九戸地域でもそうした声があります。

対象区域を盛岡市に限定しているけれども、盛岡市では感染拡大の防止のための特段の取り組みを行っているということを示してもらわなければ、全県の理解にはなかなかつながらないと思うのですが、いかがでしょうか。

○**吉田総括危機管理監** 感染拡大を封じ込めるために、盛岡市は独自の取り組みとして、高齢者施設、保育施設等の職員に対するPCR検査を集中的に実施しているところです。県と連携した取り組みとしては、飲食店クラスターが多数発生した際に、接待を伴う飲食店のあるエリアでPCR検査を実施するなどしました。盛岡市に限らず、感染が拡大している市町村においては、市町村対策本部と県対策本部が情報共有しまして、対応について検討しながら事業を実施しているところでございます。

○**工藤大輔委員** わかりました。改善に向けて、市町村と協力しながら取り進めていただきたいと思えます。

きょうの発表された新規感染者数は、48人となっています。お盆期間から2週間が経過していますが、新規感染者数が大幅に減る様子はない。人口10万人当たりの新規感染者数を10人未満にするということは、県民の頑張りだけで本当に達成できるのでしょうか。お盆期間が終了して社会経済活動が再開しましたが、首都圏から来る方々が新型コロナウイルスを持ち込んでしまうという事例も見受けられます。そうなってくると、やはり人口10万人当たりの新規感染者数を10人未満にするということは非常に厳しいように思います。制限を強いられる生活をどれだけ続けるのかということは、県民の大きな関心事です。いつまでに、どの水準を目指したいのか、県の思いをお伺いしたいと思います。

○**戸舘復興防災部長** 岩手緊急事態宣言では、県民の皆様には不要不急の外出自粛という非常に大きな行動抑制の要請をしております。また学校、事業所に対しても、さまざまなお願いをしています。また、公共施設の休止ですとか、さまざまなイベントの中止にも御協力いただいていることに加えて、飲食店に対するの時短営業の要請という強い措置を行っ

ておりますので、9月12日までの間に感染抑制の流れをつくっていけるように、全力を尽くして頑張りたいと思います。

○**工藤大輔委員** 県外から来る方々が新型コロナウイルスを持ち込んでしまうといった外的要因によって感染拡大が収束しないという状況が続けば続くほど、県からの声が県民に届きにくくなると思いますし、そうした他県の事例も聞いています。そうならないように、できるだけ早期に人口10万人当たりの新規感染者数を10人未満とするための対策を考えていただきたいと思います。地域によって感染拡大の特徴があると思います。八戸市では、学校関係に起因するものが非常に多いと感じます。青森県はそういったものを踏まえた対策を行っていますので、本県に適した対策をしっかりと講じていただきたいと思います。

人口10万人当たりの新規感染者数10人未満という基準が適正かどうかは、どこまで県民に我慢を強いるかということとあわせて、時機をみて考えていかなければならないと思います。

県は、県有施設等の利用休止という方針を出していますが、五つの森林公園は開放されていると聞いています。当初は利用休止としていたけれども、後日、開放としている事例があるようです。市町村の施設に関しては市町村の判断でいいと思いますが、県有施設に関しては、どの部局がグリップを握っているのでしょうか。復興防災部がグリップを握っているものなのか、施設を所管している部局が判断をするのか、お伺いします。

○**吉田総括危機管理監** 県の施設の対応の基本的な考え方については、復興防災部が示しております。県の施設について、基本的には復興防災部と所管部局が相談しながら対応を検討しているところでございます。

森林公園につきましては、敷地内の建物の施設のみ休止としており、周辺の散策路については開放するという形で、状況を見ながら対応しているというところでございます。

○**工藤大輔委員** そうした情報を把握していない市町村もあり、公園等も全面的に使用禁止や立入禁止となっているところがあります。感染拡大の防止はもちろんですが、県民の健康の維持増進のためにも、できるだけ共通の認識を持って対応いただきたいと思います。

○**岩崎友一委員** 今回の資料の提供に関して、委員長にお取り計らいをいただきました。ありがとうございます。

今回提供のあった資料は、8月12日に岩手緊急事態宣言の発令を決定したとき、また、国にまん延防止等重点措置の要請を行うときの参考資料として使われたという解釈でよろしいですね。

○**戸舘復興防災部長** 今回新たに提供させていただいた資料は、飲食に起因する感染が多いという資料でありますけれども、国へのまん延防止等重点措置の要請をした時点や、盛岡市の飲食店への時短営業の要請をした時点では、このような形に取りまとめたデータはございませんでした。日々の感染状況を把握する中で、飲食に起因した感染者が家庭、寮、職場にウイルスを持ち込んで感染が広がってしまうという事例に接しており、相当数のケ



ースがあるという感覚がございました。前回の総務委員会で岩崎友一委員からの御指摘をいただいて、ケースを一件一件精査して取りまとめたものを、きょう御提供させていただいたところでございます。

○**岩崎友一委員** 8月12日の岩手緊急事態宣言の発出に伴って開かれた会見で、知事は、飲食店に対する時短営業の要請は効果が薄いと答えております。これは、肌感覚で出された意見を根拠に効果が薄いという判断をしたという解釈でよろしいのですか。

○**戸舘復興防災部長** 今回の資料は、8月1日から8月22日までの数値を取りまとめたもので、岩手緊急事態宣言の発出時点の数値ではございませんので、その点はあらかじめお知らせしておきたいと思っております。

他県の事例を見ておりますと、飲食店への時短営業の要請のみでは感染拡大防止の効果が出にくいというところがございますので、8月12日の時点では、県民の皆様には不要不急の外出自粛をお願いしようということでスタートを切りました。その後、新規感染者数の収束が見られず、また、爆発的にふえたタイミングがあったものですから、さらなる対策が必要だということで、不要不急の外出自粛を重ねて盛岡市の飲食店に時短営業をお願いして、感染拡大の起点を何とか抑え込んで、県全体の感染抑制につなげていこうと考えたものでございます。

○**岩崎友一委員** 手元の資料にあるのは8月1日から8月22日までの感染患者の感染機会の割合ですけれども、岩手緊急事態宣言の発令の際と、割合は大きく異なっているものなんでしょうか。岩手緊急事態宣言の発令の際には飲食に起因する感染の割合が極めて低いといったことはなく、感染機会の割合はそれほど変わらないような気がしますので、今の戸舘復興防災部長の答弁は、なかなか理解できません。

また、岩手緊急事態宣言を発出する段階では、飲食店への時短営業の要請は効果が薄いと判断したという答弁がありました。まん延防止等重点措置の適用が見送りとなった後、効果が薄いと判断した時短営業の要請を行うこととした考え方も、ずっと入ってこないのです。そのあたりは、どう整理したらよろしいですか。

○**戸舘復興防災部長** 飲食店に対する時短営業の要請のみを行っても要請に従っていただけないお店が出て、そうしたお店に人々が集中したりという他県の事例がたくさん報道されておりました。そうしたことを踏まえて、岩手緊急事態宣言では県民の皆様に対する不要不急の外出自粛をお願いしたところですが、それだけでは新規感染者数の増加を抑えることができなかったため、お店に行かれるお客さんの側に加えて、お店の側にも長時間の会食で感染リスクが高まることのないように時短営業をお願いしました。重ねての措置だと御理解いただければと思います。

○**岩崎友一委員** 効果的かどうかという部分が、なかなか理解できないのです。まん延防止等重点措置が適用されれば、要請に従わない事業者には過料を科すことができるので、結構な効果があると思うのです。行政罰も刑事罰も科されない県独自の時短営業の要請であれば、だめと言われても営業する店もあるし、そういった店があれば、そこに人が集まる

わけです。そうすると、人流抑制の効果は極めて低いと思います。

そして、もう一つおかしいと思ったのが、工藤大輔委員に対する先ほどの答弁です。戸館復興防災部長は9月12日までに感染拡大を何とか抑え込むと答弁しました。そういった思いで取り組むのはいいのですけれども、感染拡大が収束しなかった場合にどうするかということが大事なのであります。

戸館復興防災部長は飲食店に対する時短営業の要請の効果があったかどうかを分析すると答弁されましたが、知事は岩手緊急事態宣言を発令した際に、時短営業の要請は効果が薄いと話しています。一貫性がなく、非常にわかりづらいのです。どんどん強い措置を行っているようには見えるのですけれども、本当に飲食店に対する時短営業の要請に有効性があるのか非常に疑問に思っています。時短営業の要請期間を延長するかどうかの判断はいつになるのかお尋ねします。

仮に新規感染者数が場合には、国が財源の8割を負担してくれるのであれば時短営業の要請期間を延長したいとか、実際のところの考えはいかがですか。

**○戸館復興防災部長** 時短営業の要請期間が始まって、今は5日目の時点ということですので、9月12日までの期間、全力で取り組みたいと思います。多くの事業者の皆様は営業の制約への協力をいただいていると感じておりまして、その効果が感染抑制という形で現れてくるように全力を尽くしていきたいと申し上げたいと思います。

事業者の皆様には9月13日以降の準備をする期間が必要だと思っておりますので、9月12日になって初めて、明日以降どうしますといった情報発信をするつもりはありません。どのような結論になるにせよ、準備期間が必要だと思っておりますので、ある程度の日数の余裕をもって判断したいと考えております。

**○岩崎友一委員** 時短営業どころか、お店を開けない事業者もふえてきているように感じます。頑張っている事業者がたくさんいらっしゃると思いますので、9月12日までに新規感染者数が収束してくれればいいと思っています。ただ、新規感染者数が収束しなかった場合の対策も考えておかないと、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業費の9億円は何だったのかという話になり、事業の失敗を証明してしまいますので、次なる対策をしっかりと考えていく必要があると思います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金支給事業費の9億円の予算ということで一つの議案になっていますけれども、先ほど戸館復興防災部長がおっしゃったように、これは岩手緊急事態宣言の改定に伴うものであります。付随する事業や政策決定のプロセスを総合的に考えた場合に、今回の専決処分に対して、今の段階でわかりましたとは言いがたい状況であるということをお知らせいたします。

**○郷右近浩委員** これまでの他の委員の質疑についても確認を取りながら進めさせていただければと思います。

私も、出口をどういった形にしていくのかということ、ずっと考えておりました。このまま感染拡大が収束しないという最悪のケースもある中で、国は緊急事態宣言、まん延

防止等重点措置の適用を行っております。

本県は国にまん延防止等重点措置の要請をしたが適用が見送られ、県独自の対策として飲食店への時短営業の要請をしているところですが、9月12日を一つの目安として取り組みを進めるのだろうと思っております。本県と同様にまん延防止等重点措置の適用が見送られたり、まん延防止等重点措置の適用までかなりの時間を要してしまい、感染対策の財源として自前の基金等をかなり使ってしまったりとといった事例もあると認識しております。

私が心配しているのは、9月13日以降も国の緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の適用が延長されたときに、本県でも新規感染者数が収束していない場合は、どのように対応するのかということであります。なかなか答弁しづらいと思いますが、その点についての考え方や、国との調整の進め方といった部分についてお知らせいただければと思います。

○戸館復興防災部長 9月12日まで2週間の期間を取っておりますが、これは、これまでの経験上、時短営業の要請等の措置の効果が数字として現れてくるのに2週間程度の時間が必要だろうということと、県外由来の感染を抑止していく意味で、国の緊急事態宣言の期間と合わせて実施することが効果的だろうということで、設定したものであります。

9月13日以降の話になりますと、先ほど申し上げましたとおり、今は9月12日までの期間の取り組みに全力を尽くすということしか申し上げられないところであります。ここ数日でも、学校関係や職場関係のクラスター、県外由来の感染等も多数報告されておりますので、そうした部分へのさらなる感染防止の取り組みを強化しながら、感染拡大を何とか抑え込んでいきたいと考えております。

○郷右近浩委員 全力を尽くして頑張っていくという気持ちはわかりました。

先ほど、まん延防止等重点措置の適用が見送られた他県の事例を御紹介しましたが、見送りとなった理由がはっきりしない部分もあります。国にまん延防止等重点措置を要請する際に、対象とするエリアの整理が必要だと思えます。

本県においては、まん延防止等重点措置の適用が見送られ、県独自の対策を講じなければならない、しかしながら予算の制約もあるという中で、まずは盛岡市の飲食店に起因する感染を抑えようという苦渋の判断があったと思えます。

経済対策に関して、先ほどの本会議の中で、岩瀬商工労働観光部長からいわて旅応援プロジェクトの第2弾も考えているといった答弁があり、次の手、次の手と考えていただいているのだなと感じられました。

今の状況を耐えてほしいというお願いの部分、そしてどうしても耐えられないところにはしっかりとした手当てをスピード感を持って進めていただきたいと思います。一日でも早く体制整備して9月12日までに一定の成果を出すという意味で、今回の専決処分については、非常にしっかりとやっていただいたものと評価しています。

さらに早目の議会に対する情報提供をいただき、議会を一緒になって取り組みを進めていくという姿勢を示していただくことが、県民生活に向き合うことになるものと考え

あります。

今後の考え方等について、白水総務部長と戸館復興防災部長からお願いします。

○**戸館復興防災部長** まん延防止等重点措置の中核的な取り組みであります、飲食店を中心とした時短営業の要請、それから今回の県独自の時短営業の要請は、事業者の営業に対して大きな制約をお願いするものでありますので、必要最小限の実施にすべきと考えております。先ほど飯澤匡委員に答弁させていただきましましたとおり、県全体に広く効果を及ぼすエリアということで、盛岡市の事業者への要請を想定しながら国との調整を進めてきたという経緯がございます。

岩手緊急事態宣言の中で、学校や事業所に対しても感染対策のお願いをしているわけがありますけれども、これをさらに強化していくという考え方があると思います。教育委員会でも検討を進めておりますし、関係部局間で連携しながら取り組んでまいりたいと思います。委員の皆様から御指摘いただいた点もしっかりと踏まえまして、対応していきたいと考えております。

○**白水総務部長** 重要な御指摘をいただいたと思っております。今回のコロナ禍で影響を受けたさまざまな事業者に対する経済支援策をしっかり講じていかなければならないと思っております。

宿泊業につきましては、Go To トラベル事業に関しまして、国から本県への割り当て額の一部が留保されている状況でございます。副知事が上京して本県への配分を要望する等の取り組みを行っております。感染状況がステージ2以下にならないと事業を再開できないのですが、事業者の支援に係る財源の確保にも取り組んでいければと思っております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残高が23億円と非常に少なくなってきております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保も含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○**佐々木順一委員** まん延防止等重点措置の適用が見送られたわけですが、国はどのような理由で適用を見送ったのかお聞きになったと思いますので、改めてお聞きしたいと思います。また、その理由について納得しているのかも含めてお伺いいたします。

○**戸館復興防災部長** まん延防止等重点措置の適用が見送りになった理由ですが、人口10万人当たりの新規感染者数はステージ3相当であるけれども、感染者数の減少傾向がみられるというのが一つです。加えて、病床使用率はステージ4相当と逼迫しているけれども、感染者の多くが入院できている状況にあることから見送られたということでございます。

県としては、まん延防止等重点措置の対象としていただいて、国の財源を使いながら感染対策を強化していきたいと考え、適用となる可能性も十分にあると認識して要請したわけがあります。納得しているかどうかということに関しましては、国は国の基準で適用を見送ったものと受けとめざるを得ないと考えています。

○**佐々木順一委員** 法律上、知事は国にまん延防止等重点措置の要請することができる

規定されているわけでありますが、国がそれを拒否することができるということはどこに規定されているのでしょうか。拒否することができるという規定されているとすれば、それはどういった理由でしょうか。国は知事の要請を最大限尊重しなければならないというのが法律の趣旨だと解釈するのですが、いかがですか。

○戸館復興防災部長 法律に基づいて要請をした以上は適用を認めてほしいという思いでありますけれども、国の権限で決定をする制度になっているものと受けとめております。

○佐々木順一委員 本来は、県民の活動に制限をかけるような要請はしたくないわけです。さまざまな協力のお願いによって新規感染者数を減らしていった感染拡大を抑えたいと思っているわけでありますが、どうしても強制力を伴う措置が必要だという段階となり、まん延防止等重点措置の要請をしたものだと思います。まん延防止等重点措置が適用されれば行政罰を伴う措置が可能となります。また、事業費の8割は国が負担することになりますから財政的に相当有利になりますが、残念ながら適用が見送られました。

本県にまん延防止等重点措置が適用となった場合、知事が重点対策区域を指定するということになっていませんか。

○戸館復興防災部長 重点対策区域につきましては、県が指定することになります。国がまん延防止等重点措置の適用期間を公示しますので、期間はそれに準じるということになります。

○佐々木順一委員 重点対策区域は都道府県知事が決められるということになりますと、どこを指定するかは、さまざまな事情を総合してお決めになるという流れですね。

○戸館復興防災部長 重点対策区域の決定は知事の権限ですが、国の基本的対処方針では国と調整することとされておりますので、国との調整を経ての決定ということになります。

○佐々木順一委員 国の基本的対処方針は、法律と同列に位置づけられているわけではないですね。いかがですか。

○戸館復興防災部長 法律の下位に位置づけられております。

○佐々木順一委員 法律が一番上位だと思います。その上位に基本的対処方針があるような状況はおかしくないのでしょうか。総務部長、いかがですか。

○白水総務部長 重要な御指摘をいただきました。このことは全国知事会でも議論になっております。法律でしっかりと規定すべきことを基本的対処方針で規定し、事実上の強制力を持たせるようなことはけしからぬという意見が出ております。

これまでも全国知事会として国にさまざまな見直しを求めてきており、国が取り扱いを変えたところもあります。おかしいと思うところがあれば、全国知事会とともに、国に対してしっかりと申し上げていきたいと思っております。

○佐々木順一委員 従前から指摘してきていますが、緊急事態宣言は災害とイコールなわけです。一般的に自然災害等の場合は、市町村に対応を委ねるわけです。

責任はとる、財源は負担するというのが災害に向き合う国の姿勢だと思いますが、今のところ、そうした姿勢が見られないのは大変残念なわけでありまして。いずれ、白水総務部

長が指摘したように、国が基本的対処方針による裁量権を持ち続けるというのは異常だと思しますので、修正する必要があると思っております。

今回、県独自で実施している時短営業の要請には新型コロナウイルス感染拡大防止協力金が伴っていますが、伴わなくてもいいと思うのです。新型コロナウイルス感染拡大防止協力金を支給する狙いをお聞きします。

○戸館復興防災部長 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金につきましては、法律に基づくものでありますけれども、要請された側の協力によって初めて感染拡大防止の実効性が担保されるものでありますので、その協力をいただくためにお支払いをするものでございます。

○佐々木順一委員 経済対策という性質ではなくて、時短営業の要請に応じてくださった事業者の皆さんに謝礼金という性質でお支払いする、経済対策は別途実施するという解釈でよろしいですか。

○戸館復興防災部長 時短営業の要請によって営業に大きな制約をお願いすることありますので、要請への協力に対する謝礼的な意味合いの協力金ということあります。外出自粛要請に伴ってさまざまな事業者に影響が出たり、今般の飲食店に対する時短営業の要請で関連する事業者にも影響が出ているかと思っておりますけれども、その部分については地域企業経営支援金で対応するということになります。今後の対策については、不断に検討していかなければならないと考えております。

○岩淵誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

再開後おおむね2時間が経過をいたしておりますけれども、本会議体休憩中の委員会でありますことから、引き続き審査を継続したいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

○飯澤匡委員 私は本会議においても、総務委員会においても質問させていただきましたが、岩手緊急事態宣言の発令から飲食店への時短営業の要請に至るまでの一連の経緯を、議会としてしっかり見ていかなければならなかったと思います。まん延防止等重点措置の要請についてもさまざまな議論がありましたが、県の職員は、まん延防止等重点措置の要請を行うことを全然わかっていなかったのです。知事がツイッターで公表したことに、多くの県職員が驚いたのです。政策形成過程において、しっかりと練り上げたものかどうか非常に疑わしいと思っております。

結果的にまん延防止等重点措置の適用が見送られたことで、県民の心を騒がすことにつながったわけであります。この一連の場当たりのやり方について、県は反省すべきところが多いと思っております。

執行部の皆様は協力金と言いますが、一般の事業者はそう思っておりません。やはり、お

金をもらっているか、もらっていないかという点に関心があるわけです。その中で対象とならない地域や事業者からの不満の声があります。

政策のあり方についてはパッケージとして示すことが必要だと思いますが、今回はそうした配慮が決定的に不足していたと感じます。あまつさえ、知事がまん延防止等重点措置の要請に関する不完全な情報を個人のツイッターで発信するというのは、言語道断だと思っています。

議案第1号については、議会での議論に基づいて進めるべきであったと思います。また、武田哲委員からの質疑にもあったように、専決処分からこれまでの執行額が2,000万円程度ということであれば、専決処分とした意味をなしていないと言わざるを得ないと思います。

今後のためにも、税金の用途を含めて、議案第1号については承認できないということを書いて、討論とさせていただきます。

○佐々木宣和委員 議案第1号に反対の立場で討論させていただきたいと思います。

専決処分に関するところでありますけれども、8月12日の岩手緊急事態宣言の発出から9月3日の岩手県議会9月臨時会本会議までの一連の流れの中で、対応のちぐはぐさを感じたところであります。

国へのまん延防止等重点措置の要請から盛岡市の飲食店への時短営業の要請に至る経緯を県民や市町村にしっかり伝えるということが欠けていたと思います。議会としても、こうした流れを把握しながら、県民の代表として提言等をしていくべきだと考えますので、議案第1号に関しては反対の立場を取りたいと思います。

○郷右近浩委員 今回の専決処分は、なるべく早く関係する方々に対応したいという考えであったと思います。先ほど、専決処分からこれまでの執行額が2,000万円程度という話がありましたけれども、1万円でも3万円でも5万円でも、そのお金があるから何とか生きていけるといった事業者も多々いらっしゃると思います。執行額の大小ではなくて、どれだけの方に少しでも未来を見られる環境を与えたかが大事ではないかと思っております。

何もかも専決処分としていいのかどうかということについては、私自身も疑義があります。しかしながら、県はこれまでも専決処分を原則とせず、しっかり議会と向き合ってきたと認識しております。今回はスピード感を第一に専決処分を行ったということで、足らざる部分も多いと思いますが、議案第1号は承認するという考えを表明させていただきたいと思います。

○工藤大輔委員 議案第1号について、承認をしたいと思います。

今回の専決処分に至る一連の経緯については、本会議や常任委員会でさまざまな指摘をされたとおり、会派の中でも思うところがあります。

今回の説明の中では出てこなかったわけですが、医療の逼迫というのが非常に大切な要素だと思っています。患者数だけではなくて、医療の逼迫がどのように起こっているのかを説明した上で、盛岡市の飲食店に時短営業の要請をしなければならないといった政策判

断をしていかなければ、県民の理解は得られないと思います。

県には、この事業の検証をしっかりとやっていただきたいと思います。成果中心の検証ではなく、効果があった取り組み、なかった取り組みを明確に示していただきたいと思います。そうした検証が、事業者支援につながると思うのです。

事業者支援に当たっては、盛岡市の事業者の支援に偏ることがないように、今後、県全体の事業者にどのような対策を講じるかということを目に見える形で示していただくことが必要だと思います。

また、学校関係のクラスターも発生しております。その原因と考えられる部分への対策を講じながら、小学校、幼稚園、保育園等に感染拡大の影響を及ぼさないようにするという視点も必要だと思います。

そういった視点で今後の取り組みを進めていただきながら、さらなる対策が必要だということであれば、しっかりと事前に説明していただいた上で、提案していただければよろしいかと思います。

○岩渕誠委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩渕誠委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第 14 条第 1 項の規定により、委員長において本案に対する可否を決定いたします。

本案については、委員長は承認することに決定いたします。

次に、議案第 2 号令和 3 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表、歳入歳出予算補正中、歳入第 9 款を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第 2 号令和 3 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として県の緊急事態宣言等による人流減少の影響を受ける事業者等を支援するため、事業継続のための事業者支援の拡充、資金繰り制度の強化、いわて飲食店安心認証制度のさらなる推進など、緊急に対応が必要となる予算を計上したものであります。

議案（その 1）の 5 ページをお開き願います。まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37 億 7,435 万 8,000 円を追加し、補正後現計を 8,316 億 2,141 万円とするものであります。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、6 ページから 7 ページの第 1 表のとおりであります。これにつきましては予算に関する説明書により御説明



いたします。

次に、第2条、債務負担行為の補正につきましては、当委員会所管のものはございません。

歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の7ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。9款国庫支出金のうち2項国庫補助金につきましては、生活福祉資金貸付事業推進費補助の増額や飲食店感染対策推進事業費の増額、経営継続に取り組む中小企業者に対する支援金の拡充や資金繰り制度の強化に伴い財源を補正するものであり、37億7,435万8,000円の増額でございます。

以上御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は37億7,435万8,000円となっております。

歳出につきましては、当委員会の所管に係るものはございません。以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。